

令和8年度第1回浜松市景観審議会

日 時 令和8年8月21日（金）
午前10時00分から

会 場 浜松市役所本館8階
第3委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

（諮 問）市民の森の解除について（中央区和合町地内）

資料1

（諮 問）市民の森の解除について（中央区富塚町地内）

資料2

3 報 告 等

（報 告）浜松市緑の基本計画の進捗について

資料3

4 閉 会

第 1 号様式（第 5 条関係）

浜 都 緑 第 93 号

令和 8 年 8 月 21 日

浜松市景観審議会
会長 大林 勇 様

浜松市長 中野 祐介



諮 問 書

浜松市景観審議会条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記事項を
審議会に諮問します。

記

諮問事項

市民の森指定解除

和合・富塚地区 1 件 1 筆 105 m²（中央区和合町）

令和 8 年 8 月 21 日
都市整備部緑政課

市民の森指定解除について（中央区和合町）

1 内容

下記の市民の森について、土地所有者から指定解除の申し出があったことから、「浜松市緑の保全及び育成条例」第 12 条第 2 項の規定に基づきその指定を解除するもの

2 市民の森

所在	指定年月日	指定面積 (㎡)	備考
和合町 58-1-2-1	平成 2 年 3 月 30 日	105	

3 関係法令

「浜松市緑の保全及び育成条例」

（市民の森の指定）

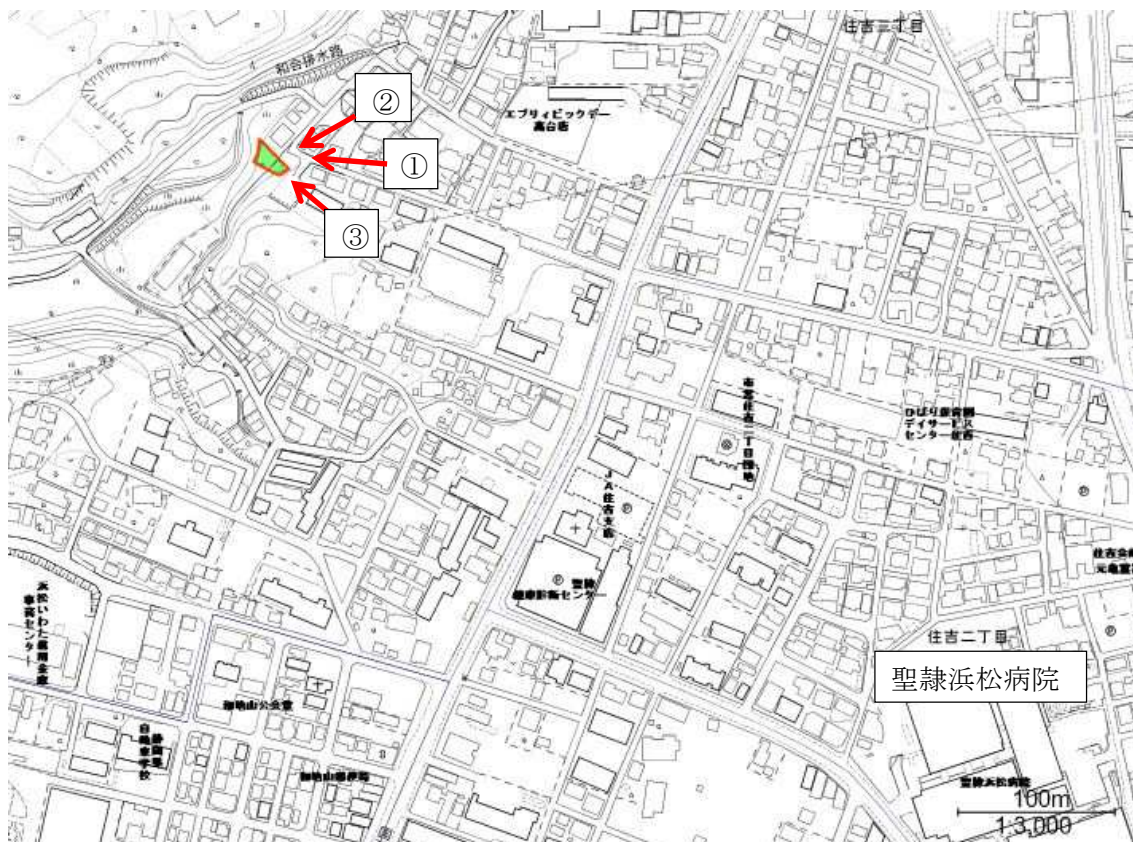
第 7 条 市長は、緑豊かな環境の形成に重要な役割を果たしていると認める樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地の区域で、規則で定める基準に該当するものを市民の森として指定することができる。

（指定の解除）

第 12 条 市長は、市民の森の区域の全部又は一部が第 7 条第 1 項に規定する指定の基準に該当しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、当該土地の区域の全部又は一部について、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、市民の森について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

位置図・写真



第 1 号様式（第 5 条関係）

浜 都 緑 第 92 号

令和 8 年 8 月 21 日

浜松市景観審議会
会長 大林 勇 様

浜松市長 中野 祐介



諮 問 書

浜松市景観審議会条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記事項を
審議会に諮問します。

記

諮問事項

市民の森指定解除

富塚小藪地区 1 件 13 筆 5,443 m²（中央区富塚町）

令和 8 年 8 月 21 日
都市整備部緑政課

市民の森指定解除について（中央区富塚町）

1 内容

下記の市民の森について、資材置き場の整備に伴う敷地造成を行うことで、指定基準に該当しなくなることから、「浜松市緑の保全及び育成条例」第 12 条第 2 項の規定に基づきその指定を解除するもの

2 市民の森

所在	指定年月日	指定面積 (㎡)	備考
富塚町 366-1	昭和 63 年 6 月 9 日	628	
富塚町 366-2	昭和 63 年 6 月 9 日	495	
富塚町 374-1	昭和 63 年 12 月 1 日	571	
富塚町 374-2	昭和 63 年 12 月 1 日	495	
富塚町 382-2	昭和 63 年 12 月 1 日	679	
富塚町 382-4	昭和 63 年 12 月 1 日	120	
富塚町 382-6	昭和 63 年 12 月 1 日	139	
富塚町 375-1	平成 17 年 2 月 21 日	538	
富塚町 375-2	平成 17 年 2 月 21 日	523	
富塚町 376-1	昭和 63 年 8 月 26 日	618	
富塚町 381-2	昭和 63 年 8 月 26 日	416	
富塚町 381-3	昭和 63 年 8 月 26 日	119	
富塚町 381-5	昭和 63 年 8 月 26 日	102	
合計		5,443	

3 関係法令

「浜松市緑の保全及び育成条例」

(市民の森の指定)

第7条 市長は、緑豊かな環境の形成に重要な役割を果たしていると認める樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地の区域で、規則で定める基準に該当するものを市民の森として指定することができる。

(指定の解除)

第12条 市長は、市民の森の区域の全部又は一部が第7条第1項に規定する指定の基準に該当しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、当該土地の区域の全部又は一部について、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、市民の森について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

4 位置図・写真





浜松市緑の基本計画の進捗について

令和 8 年 8 月 21 日

都市整備部 緑政課

1 浜松市緑の基本計画と進行管理について

浜松市緑の基本計画（以下「本計画」という。）は、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に当たるもので、緑地の適正な保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的に、平成22年3月に策定しました。令和3年3月の改訂を経て、現行の基本計画では、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

本計画の目指す姿「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」の実現に向けては、本計画で示す各施策に浜松市の事業を関連づけるとともに、緑地保全、緑化推進、都市公園等の整備及び管理、活用促進の視点ごとに評価指標を定め、令和7年度及び令和12年度の目標値を設定しています。

計画的かつ着実な施策の推進を図るため、浜松市景観審議会の意見を伺いながら施策の進行管理や評価を行うこととしています。本資料では、令和7年度までの進捗状況について具体的な取り組み内容等を取りまとめ、評価指標ごとの目標値との比較を行っています。

2 基本計画の位置づけや「みどり」の概念等について

- ・都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に位置づけられます。
- ・「浜松市総合計画」の個別計画であり、「浜松市都市計画マスタープラン」を上位計画として整合を図っています。
- ・全市域を対象地域としています。
- ・本計画における「みどり」の概念

公園や、道路の樹木や草花、市内に点在する松林や樹林地、住宅地の庭や生垣などに加え、木材や農産物の生産の場である天竜の森林や郊外に広がる農地、遠州灘・浜名湖・天竜川・市内を流れる中小河川などの水環境を含んだ多様な自然的環境を、幅広い概念として「みどり」と表現しています。

3 評価指標ごとの目標値に対する進捗状況について

(1) 緑地保全

「地域制緑地指定及び見直し計画」において、地域制緑地候補地のうち、A又はBにランク付けされた緑地、且つ、県立自然公園及び国定公園に指定されていない地域について、特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区などの指定により、新たに603.6haの緑地の保全を担保することを目指します。

評価指標	当初	現 状	目標値	
	令和2年度	令和7年度	令和7年度	令和12年度
地域制緑地への指定による 保全面積	1,374.06 ha	1,371.06ha	1,675.86 ha	1,977.66 ha

【令和6年度までの取り組み】

- ・「地域制緑地指定及び見直し計画」における地域制緑地候補地の現況を把握した。

【令和7年度の実績】

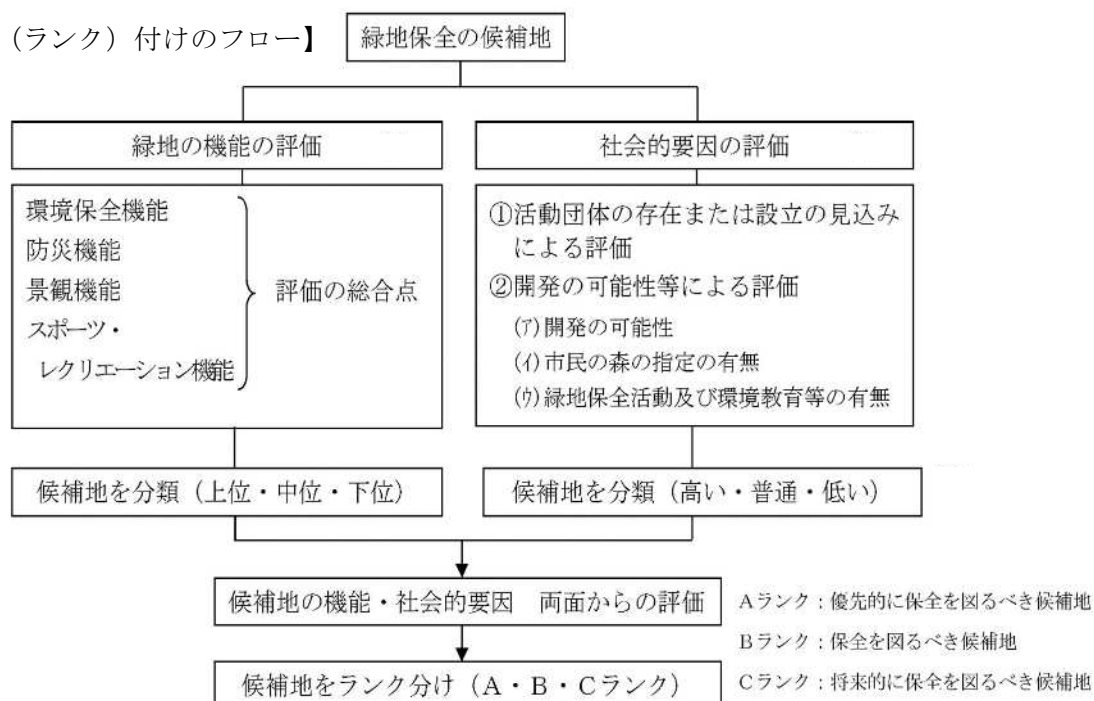
- ・市民の森や生産緑地地区における指定解除に伴い、保全面積が減少した。

【課題／今後の方針】

- ・地域制緑地の指定にあたっては、指定後の土地の維持管理にかかる財政的負担や私権の制限などに対し、土地所有者より理解を得る必要があることから、指定候補地の地域住民とともに行う保全活動を通して、当該地域における緑地保全意識の醸成に努めている。
- ・地域制緑地の指定に向け、引き続き指定候補地の現況や土地の条件等を把握し、地域の特性に合った保全の方法を検討する。

《参考》

【優先順位（ランク）付けのフロー】



※「地域制緑地指定及び見直し計画」より

(2) 緑化推進

居住誘導区域内において、良好な居住環境の形成に向けた緑化に取り組み、現状の緑被率を維持することを目指します。

評価指標	当 初	現 状	目 標 値	
	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
居住誘導区域における 緑被率	18.8%	— ※調査未実施	当初の 現状値を維持	当初の 現状値を維持

【令和 7 年度までの取組み】

- ・事業所の緑化を推進するため、「浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱」に定められた緑化基準を満たすよう指導した。
- ・風致地区及び緑地協定地区における専用住宅に対し樹木交付を行った。
- ・花による緑化を推進するため、公共的空間（沿道・公共施設及び協働センター）にある花壇への資材交付を行った。
- ・年度別の実績件数等

事 業 内 容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
「浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱」に定められた緑化基準の指導	59 件	68 件	50 件	54 件
風致地区及び緑地協定地区における 樹木交付	38 件	30 件	29 件	28 件
	2,864 本	2,682 本	2,623 本	2,406 本
沿道・公共施設花壇への資材交付	195 件	199 件	198 件	203 件
	7,055 千円	7,716 千円	7,981 千円	10,017 千円
協働センター花壇への資材交付	30 件	32 件	28 件	34 件
	4,896 千円	4,495 千円	3,652 千円	3,620 千円

【課題／今後の方針】

- ・居住誘導区域内における緑化に資する上記事業について、引き続き実施する。
- ・地域の実情に応じた緑被率の算定に向け、令和 8 年 4 月に国土交通省より示された「緑被率の算定手法の手引き」を踏まえた上で、緑被率調査の実施時期や調査手法等に関する検討を進める。

(3) 都市公園等の整備及び管理

都市計画決定未整備の公園や身近な公園、特色ある公園等の整備を着実に進め、25年後の市民一人当たり概ね10㎡確保を見据え、計画期間内に概ね9㎡確保することを目指します。なお、市域内のバランスを考慮し、身近な公園を適正に配置します。

未整備区域を有する都市計画公園については、「浜松市都市計画公園整備プログラム」による計画的な整備を進めます。

都市公園の整備・維持管理・活用について、多様な主体が関わることができる仕組みを導入し、より柔軟で持続可能な公園運営を実現します。

評価指標	当 初	現 状	目標値	
	令和2年度	令和7年度	令和7年度	令和12年度
市民一人当たり 都市公園等面積	8.21㎡/人	8.55㎡/人 当初比： 0.34㎡/人増	—㎡/人	8.95㎡/人
官民連携による 公園の活性化	—	(令和5年度) 公園設置管理制度 (Park-PFI) 導入公園開設	—	多様な主体が関わ ることができる 仕組みの導入

【令和7年度までの整備状況】

○未整備公園の整備状況

・都市公園整備面積

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2.12ha	2.12ha	1.08ha	0.23ha

・公園整備に向けた用地取得、実施設計、基盤整備等を行った。

○身近な公園の整備状況

・バリアフリー化工事（園路やトイレの改修等）の施工により、公園環境の整備に取り組んだ。

○特色ある公園の整備状況

- ・浜松城公園歴史ゾーンにおいて、南北通路の改修や遺構解説サイン等の整備を行った。
- ・令和4年度に実施したスケートボードパークに関する基礎調査を踏まえ、令和5年度にスケートパーク整備方針を策定した。令和6年度には、舞阪乙女園公園でアーバンスポーツエリアの整備を行った。
- ・今後のイベント開催を見据えた基礎資料収集のため、令和6年度に牛山公園で生物調査（植物、昆虫、鳥）を実施した。
- ・静岡県による馬込川河口水門整備の進捗に合わせ、周辺地域のにぎわい創出を目的として、令和6年度に水門周辺における公園整備計画を策定した。令和7年度には、水門周辺における公園整備のための実施設計を行った。

○都市公園の整備・維持管理・活用に多様な主体が関わる仕組みの導入に向けた取組み

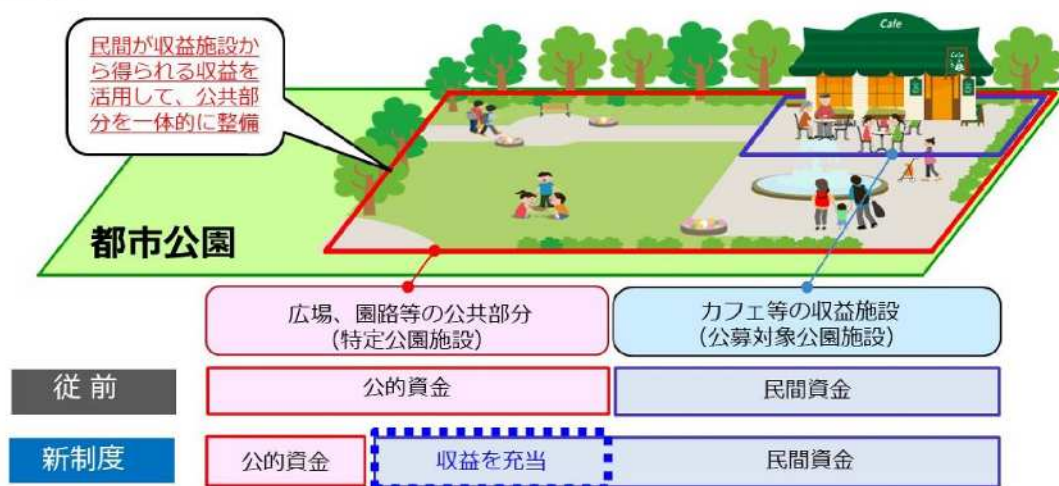
- ・初めて公園設置管理制度（Park-PFI）を導入した万斛庄屋公園において、令和2年度より開設に向けた園路、植栽、雨水排水設備の整備を行った。また、民間事業者による古民家レストランの整備も完了し、令和6年3月に開設した。
- ・令和6年度に新たに設置された遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用推進協議会へ参加した。
令和7年度には、民間事業者のノウハウ等を活用した公園全体の利活用のアイデアを広く募集するため、遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用提案公募を実施した。

【課題／今後の方針】

- ・佐鳴湖公園基本構想の策定から四半世紀が経過し、公園内施設の経年劣化が進行するとともに、散策や自然観察など、従来からの利用に加え、健康利用（ジョギング、ウォーキング、ランニング）や子どもの遊び、環境学習、市民活動などを目的とした利用者の増加が見られ、公園の利用目的の多様化と新たなニーズへの対応が課題となっていることから、令和7年度より佐鳴湖公園再整備基本計画の策定に着手している。
- ・浜松城公園を「さくらの名所」として再生させ、市民の憩いの場や観光名所としての魅力向上を図るため、「浜松城公園さくらの名所再生事業」を推進する。

【公園設置管理制度（Park-PFI）の概要】

- ・公園利用者の利便向上に資する施設（飲食店や売店等）の設置と、この施設から生じる収益を活用して、一般の公園利用者が利用する公園施設（園路や広場等）の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度。
- ・都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上や公園利用者の利便性向上を図る。
- ・民間事業者の誘導策として、施設の設置管理許可期間の延伸や、建蔽率の緩和等が特例措置として設けられている。



※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」より

(4) 活用促進

市民一人ひとりが、主体的にみどりを活用することを推進します。

評価指標	当 初	現 状	目標値	
	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
<u>「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じる人の割合</u> 「みどり生活を愉しむ」ことで、暮らしやまちが豊かになることを多くの人に実感してもらい、現状で「特に思い当たらない」と回答している約 4 割の方の半数程度が「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じられるようにすることを目指します。	48.9%	49.2%	60.0%	70.0%
<u>「公園をよく利用する」人の割合</u> 規制緩和やガイドラインの整備などにより、民間活力が発揮しやすく、市民の発意・創意が提案しやすい環境を整えることで、これまで公園をあまり利用しなかった人にも利用してもらえるようにすることを目指します。	30.0%	31.6%	40.0%	50.0%
<u>公園の利用目的の多様化</u> 公園の利用目的として、現状で多い「子供の遊び場（52.3%）」、「休憩、散歩（44.7%）」、「軽い運動（44.3%）」に加えて、「祭りやイベントなどの催しの場」、「コミュニケーションの場」、「花壇づくりや清掃美化活動の場」の回答割合の向上を目指します。	祭りやイベント 14.2% コミュニケーション 6.4% 花壇づくり等 2.0%	祭りやイベント 18.8% コミュニケーション 5.9% 花壇づくり等 1.1%	祭りやイベント 20.0% コミュニケーション 20.0% 花壇づくり等 15.0%	祭りやイベント 30.0% コミュニケーション 30.0% 花壇づくり等 20.0%

【令和 2 年度】浜松市緑の基本計画策定に向けたアンケート調査（平成 29 年 10 月実施）

【令和 6 年度】浜松市緑の基本計画見直しに向けた市民アンケート調査（令和 6 年 12 月実施）

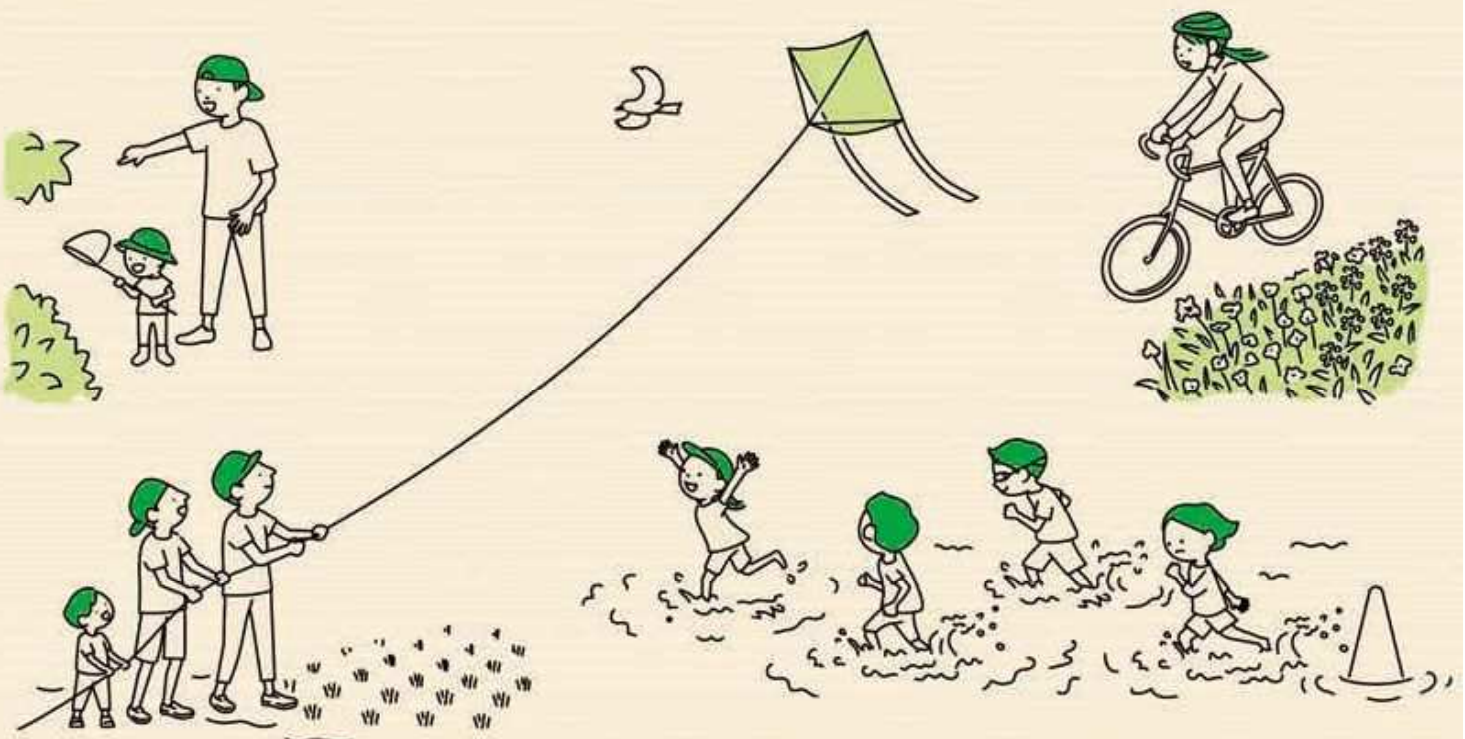


この指とまれ!

浜松市緑の基本計画

【2021-2030】

みどりによって持続的に発展するまち・浜松
みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ



本計画の目指す姿と構成

計画書の目指す姿

みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ

- 本市は、平成 17 年の市町村合併により、旧浜松市を中心とした都市部や天竜の森林^(注)などの多彩な地域を内包する新しい都市としてスタートしました。平成 22 年 3 月には、計画の目標を『みどり^(注)生活を愉しむ^(注)まち・浜松』とする「浜松市緑の基本計画 2010-2020」（以下、「前計画」という。）を策定し、みどりを介した様々な市民活動やみどりとともにある暮らし方（みどり生活）を愉しむことで真に豊かな暮らしを実現すること、合併によってもたらされた多様な自然環境や特性を活かしながら、みどりが持つ多様な機能によって本市が抱える課題の解決に貢献することを目指してきました。
- 本計画では、前計画で目指してきた「みどり生活を愉しむ」、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」という 2 つの考え方を踏襲し、『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』を目指す姿とします。
- 目指す姿の実現にあたっては、2 つのアプローチがあります。1 つは、**市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのかかわり方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」（プライベートアプローチ）**ということです。もう 1 つは、**みどりが有する多様な役割・機能を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」（パブリックアプローチ）**ということです。
- ただし、これら 2 つのアプローチはそれぞれ異なるアプローチではありません。例えば、「みどり生活を愉しむ」ことが周りにも広がり、一緒に愉しむ仲間ができたり、新しい愉しみ方が生まれたりすることで、地域やまちに活力が生まれ、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」ことにつながることもあります。また、「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」ためにみどりに関するイベントを開催したことで、イベントの企画や運営、みどりによる会場の賑わいづくりやその維持管理自体を、「みどり生活を愉しむ」こととする市民や事業者がでてくることもあります。
- 本計画は、「みどり政策編」「みどり生活編」「推進体制編」の 3 編で構成しています。行政職員だけでなく、市民の皆さんにも本計画を読んでいただき、プライベート／パブリックの両アプローチによって、『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』の実現を目指していきます。

計画書の構成

- 「みどり政策編」は、本計画のポイントの 1 つである「みどりによってまちづくりの課題を解決する」について、まちづくりの課題解決に向けてみどりとどう向き合っていくのかを示しています。
- 「みどり生活編」は、本計画のもう 1 つのポイントである「みどり生活を愉しむ」とはどういうことか、どのような愉しみ方があるのかを紹介しています。
- 「推進体制編」は、本計画を着実かつ強力的に推進するための体制や進行管理の考え方について示しています。

（注）「天竜の森林」：本計画では、「天竜の森林」を天竜区、北区、浜北区に広がる森林を指す総称として使うものとします。
「みどり」：本計画では、自然的環境を幅広い概念で「みどり」と表現しています。（詳細は 12 頁をご覧ください。）
「愉しむ」：本計画では、自ら物事に取り組み、その過程と結果から喜びや満足感などを得ることを「愉しむ」と表現します。

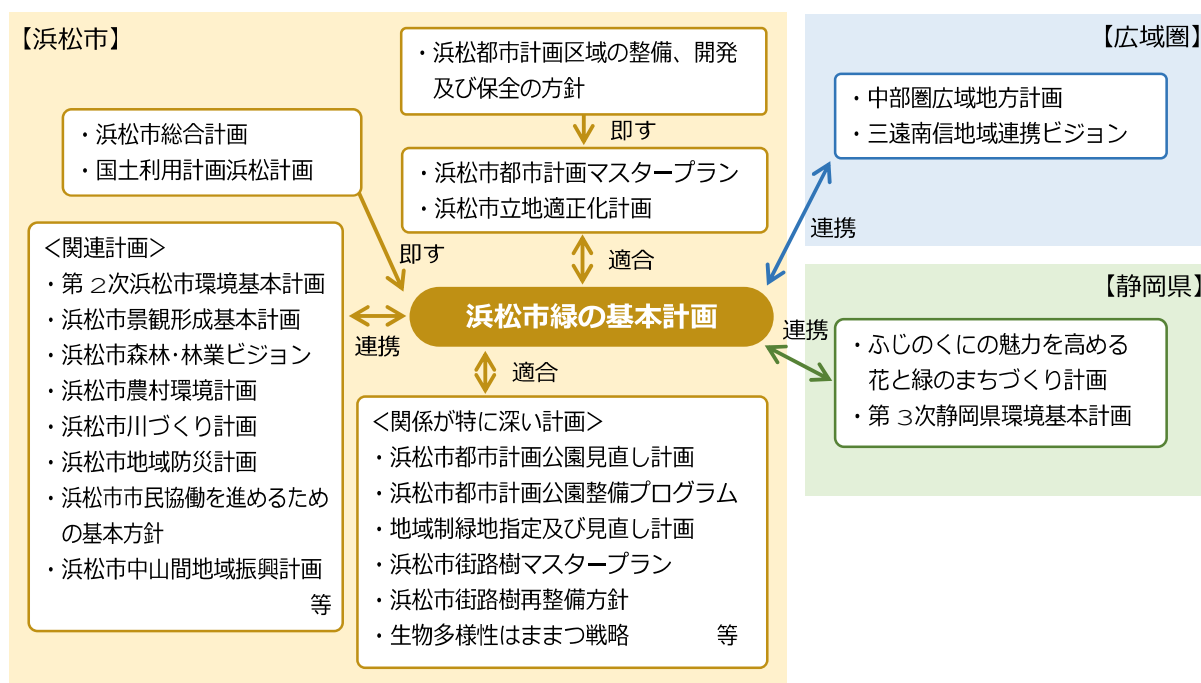
1-2 計画の位置づけ

緑の基本計画とは

○緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に規定される計画で、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

計画の位置づけ

○本計画は、都市緑地法第 4 条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に位置づけられます。
○本市の最上位計画であり、本市の目指す未来の姿を定めた「浜松市総合計画」の個別計画です。また、「浜松市都市計画マスタープラン」を上位計画として、整合を図っています。



計画の対象地域

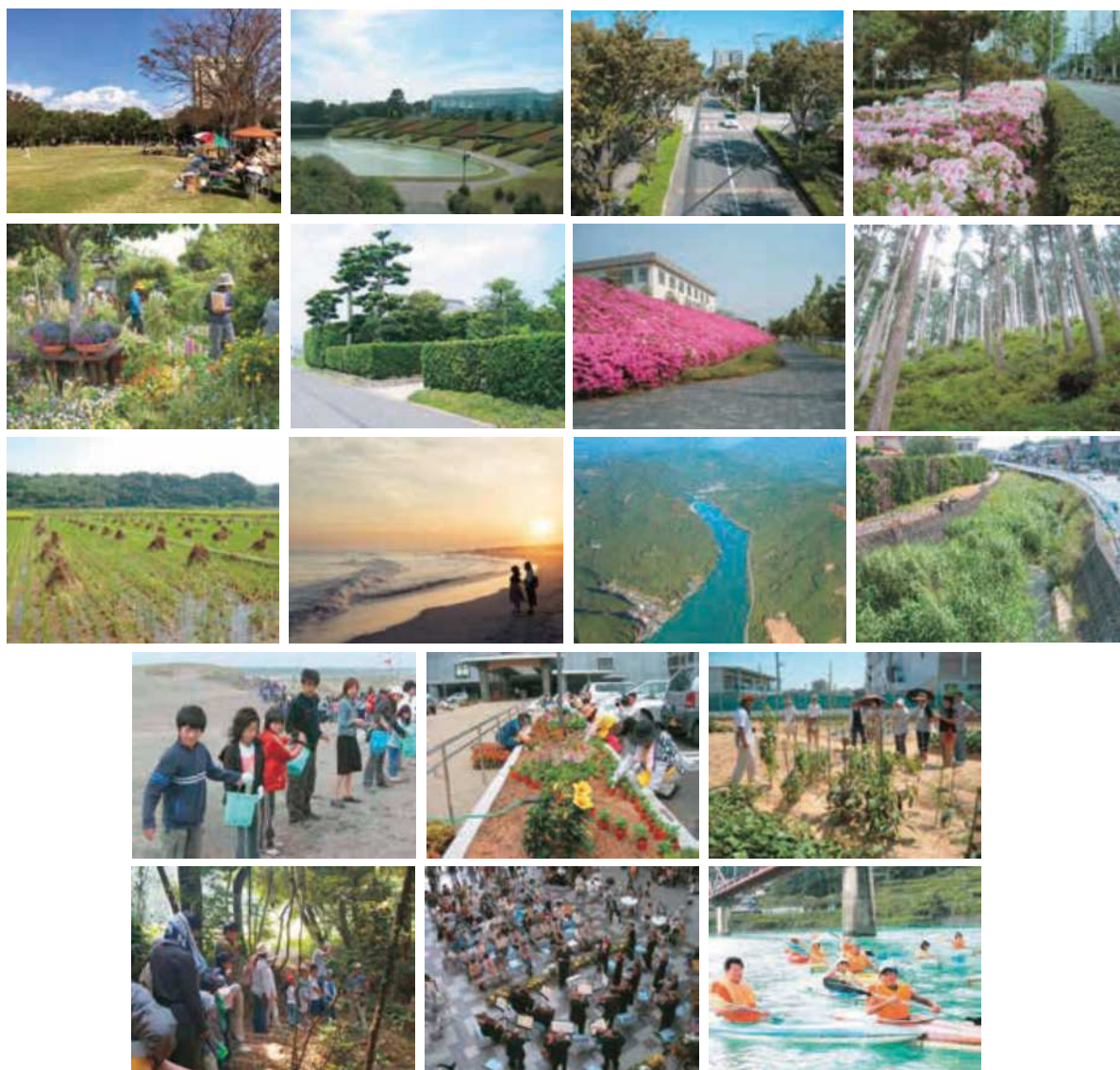
- 本計画の対象地域は、全市域とします。
- 緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて、主に都市計画区域を対象として策定する計画です。しかしながら、本市においては天竜の森林や市域を縦断する天竜川などの都市計画区域外のみどりも欠かすことのできない重要なみどりであることから、計画の対象地域を全市域とします。

計画の期間

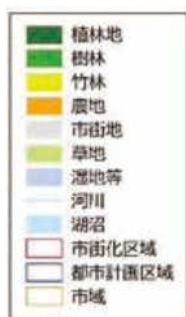
- 本計画は、令和2年度末に公表し、令和3年度からスタートします。目標年度は、25年後の令和27年度を見据えながら、10年後の令和12年度とします。
- 5年後の令和7年度には、社会・経済状況の変化やみどりの現状、市民の意向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを図ります。

1-3 浜松市のみどりの特徴と計画で対象とするみどり

- 本市は、天竜の森林、天竜川、遠州灘、浜名湖と多様な自然の要素を持ち、古来より万葉人が歌に詠むほどに素晴らしい自然環境に恵まれています。また、旧街道の松並木や遠州灘・三方原台地の松林など、人の手によってつくられ、時間とともに浜松の風景をつくり上げてきたみどりも多く存在します。
- さらに、平成 16 年に「花・緑・水～新たな暮らしの創造～」をテーマとして開催された浜名湖花博を契機とし、浜松花と緑の祭や浜名湖花フェスタ、地元花きで演出した浜松国際ピアノコンクールの開催、さらには、オープンガーデンなどのみどりに関する市民活動も活発に行われており、新しい浜松の文化となりつつあります。
- このように、**みどりの多様性とみどりに関する取組の多様性があり、豊かな暮らし、豊かなまちの実現に活用できるみどりのポテンシャルが高いこと**、これが本市のみどりの特徴と言えます。



- 本計画では、**公園や、道路の樹木や草花、市内に点在する松林や樹林地、住宅地の庭や生垣などに加え、木材や農産物の生産の場である天竜の森林や郊外に広がる農地、遠州灘・浜名湖・天竜川・市内を流れる中小河川などの水環境を含んだ多様な自然的環境を、幅広い概念として「みどり」と表現することとします。**
- また、みどりについて、守る、創る、育てるといった取組や、みどりの機能を知る、みどりの機能を活かす、みどりのある暮らしを愉しむといった活動を取組の対象とします。



天竜の森林



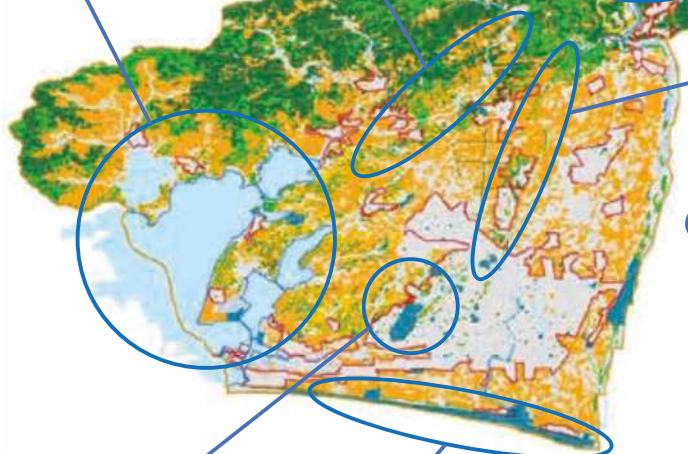
市街地近郊の谷戸地形



都田川両岸の樹林



浜名湖周辺



天竜川河岸段丘の斜面樹林

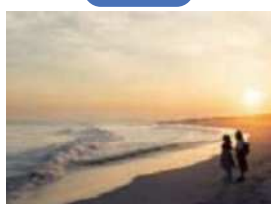


周辺市街地の農地

地域の景観を構成するみどり



浜松市を代表する公園



3 基本目標の実現に向けた施策

3-1 施策体系

目指す姿

基本目標

施策方針

みどりによって持続的に発展するまち・浜松
みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ

基本目標 1
浜松の環境ブランド力を
みどりで高める！

- (1) 森林の適切な管理により公益的機能の発揮を促す
- (2) 多様なみどりを保全して生物多様性を確保する
- (3) みどりによって都市環境を改善する
- (4) 豊かさを実感する健全な水循環を形成する
- (5) みどりにふれあえる場・機会を創出する

基本目標 2
地域とのつながりや
豊かな心をみどりで育む！

- (1) 多様な利用ができる身近なみどりを確保する
- (2) 浜松固有のみどりを未来へ伝える
- (3) 多様な市民のみどり生活を後押しする

基本目標 3
安全・安心な暮らしを
みどりで支える！

- (1) 災害発生の恐れのある地域にみどりを適切に配置する
- (2) 避難路や避難地における防災機能を向上する

基本目標 4
経済の持続可能な発展を
みどりが牽引する！

- (1) コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市を形成する
- (2) 浜松の農業・林業を振興する
- (3) みどりを活かして観光交流を促進する
- (4) みどりによって都心に賑わいを生み出す
- (5) みどりによって都市ブランド力、愛着心を向上する

施策

①CO₂吸収源としての機能維持 ②森林資源の有効活用

①骨格となるみどりの保全 ②軸となるみどりの保全 ③豊かな自然環境を構成するみどりの保全 ④地域の生態系の保全

①市街地における暑熱環境改善 ②大気汚染・騒音の緩和

①水循環の保全 ②水辺環境の保全

①雄大な自然を感じられるみどりとふれあえる場・機会の創出 ②地域の歴史と一体となったみどりとふれあえる場・機会の創出
③身近にみどりとふれあえる場・機会の創出 ④いのちの教育の場・機会の創出

①子供の遊び、育ちの場づくり ②健康増進、生きがい創出の場づくり ③良好な居住環境の形成 ④地域の交流、コミュニティ形成の促進

①浜松の豊かな自然環境の保全 ②地域の歴史・文化の継承 ③みどりを介した都市への誇り・愛着の醸成

①みどり生活への興味・関心の喚起 ②相談への対応 ③みどり生活を愉しむ場の提供 ④多様な市民活動の支援 ⑤市民活動の顕彰

①大規模火災時の延焼防止 ②都市水害の軽減 ③津波被害の軽減 ④土砂災害の防止

①避難地等の確保

①無秩序な都市的土地利用の抑制

①農業の振興 ②林業の振興

①みどりを活かしたテーマ観光の創出 ②背景となるみどりの保全 ③車窓や沿道から見える自然景観の保全

①みどりの賑わい拠点の整備 ②みどりのシンボル軸の創出 ③魅力ある歩行者空間の創出 ④良好な居住環境の確保 ⑤商店会や事業者との協働

①自然の豊かさを実感できるみどりの保全 ②地域の歴史・文化を感じられるみどりの保全 ③良好な居住環境の確保
④都市部と山村部の交流促進 ⑤山村部への移住・定住促進 ⑥地域の顔となるオープンスペースづくり ⑦「花と緑のまち・浜松」の推進

4 施策の展開にあたって

○「2 浜松のまちづくりの課題と基本目標」及び「3 基本目標の実現に向けた施策」では、本市における、みどりによって解決に貢献できるまちづくりの課題を抽出・整理するとともに、まちづくりの課題を如何に解決するかという視点で、基本目標、施策方針、施策を設定しました。

○一方、都市緑地法第4条第2項では、緑の基本計画に定めるべき事項等を次のように定めています。

1-1 必ず定める事項

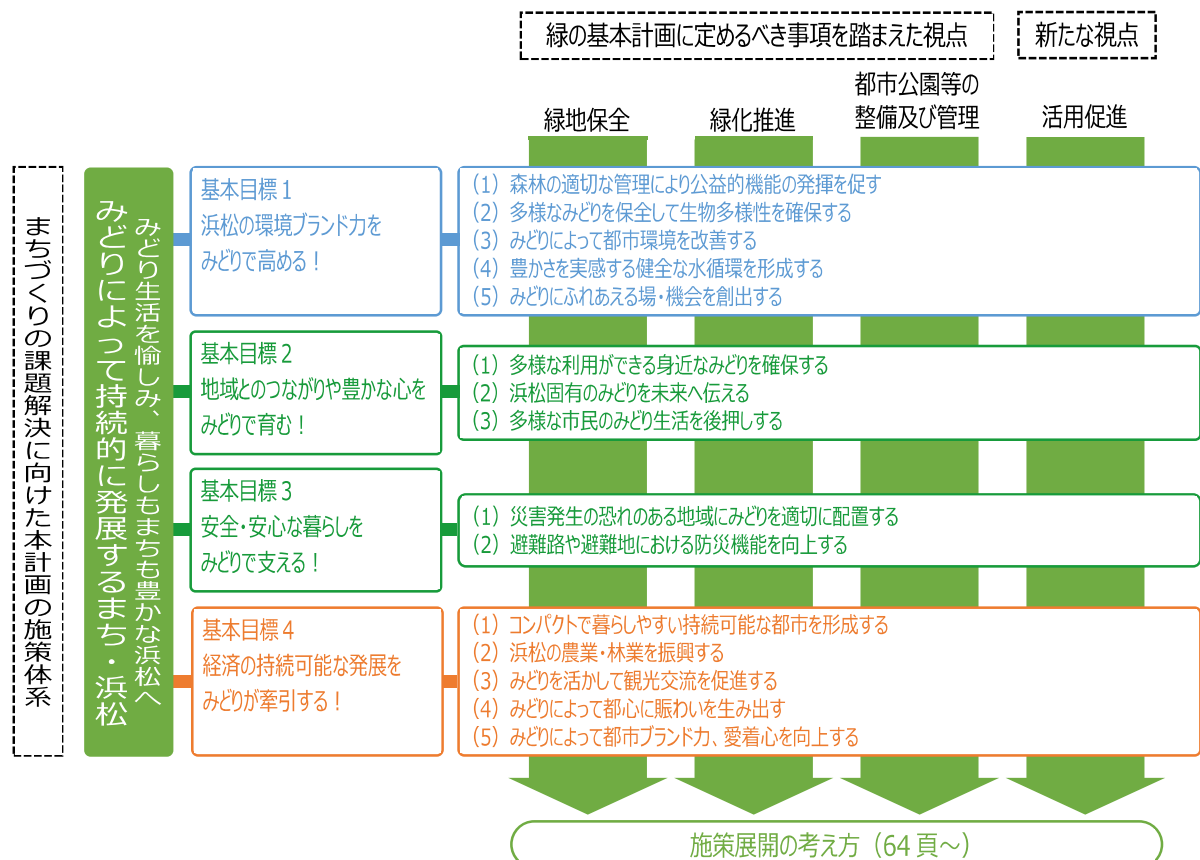
- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

1-2 必要に応じて定める事項

- (1) 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園をいう。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- (2) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (3) 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- (4) 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- (5) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (6) 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項

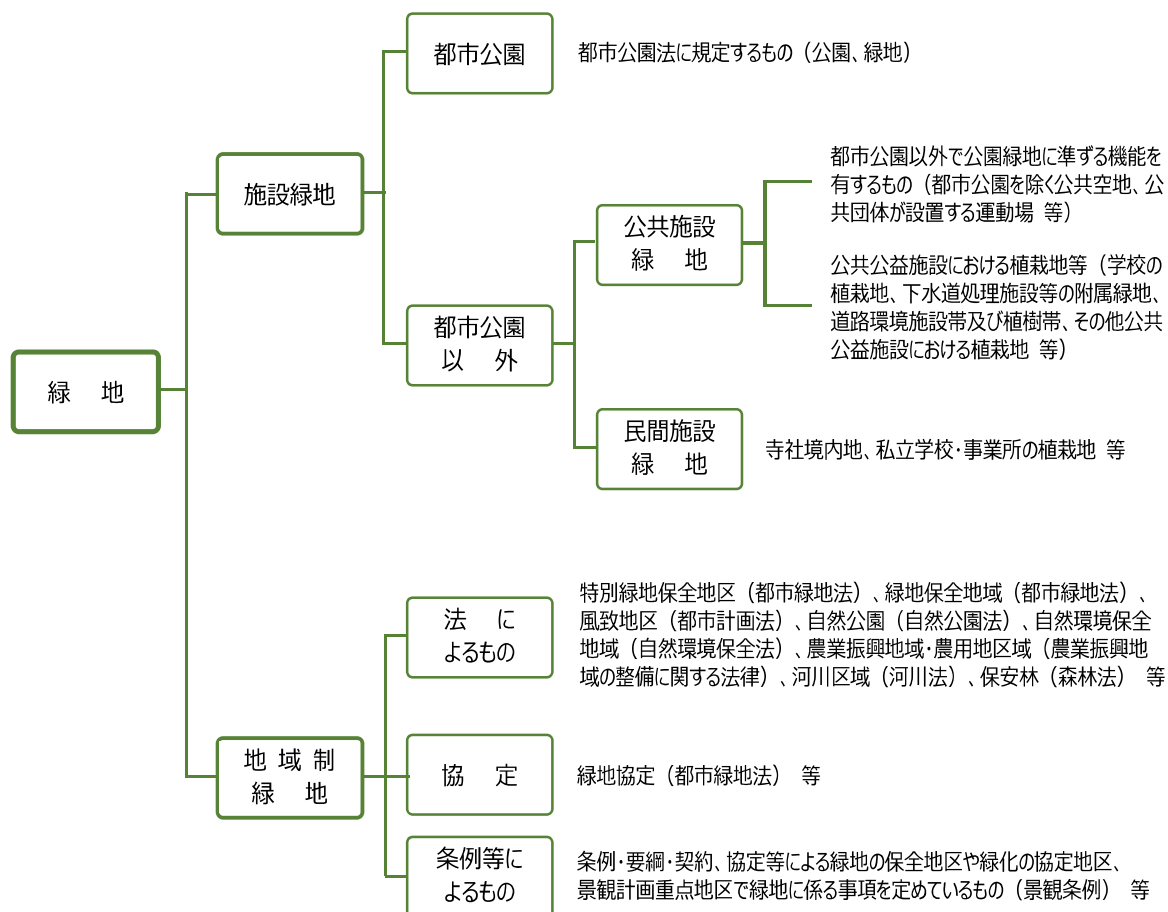
○そこで、「3 基本目標の実現に向けた施策」について、上記の緑の基本計画に定めるべき事項等を踏まえた「緑地保全」「緑化推進」「都市公園等の整備及び管理」、都市のみどりを取り巻く動向を踏まえた「活用促進」の4つの視点から、施策展開の考え方を整理します。

○なお、施策展開の考え方の整理にあたり、本市のみどりの現状と課題について整理します。



4-1 みどりの現状と課題

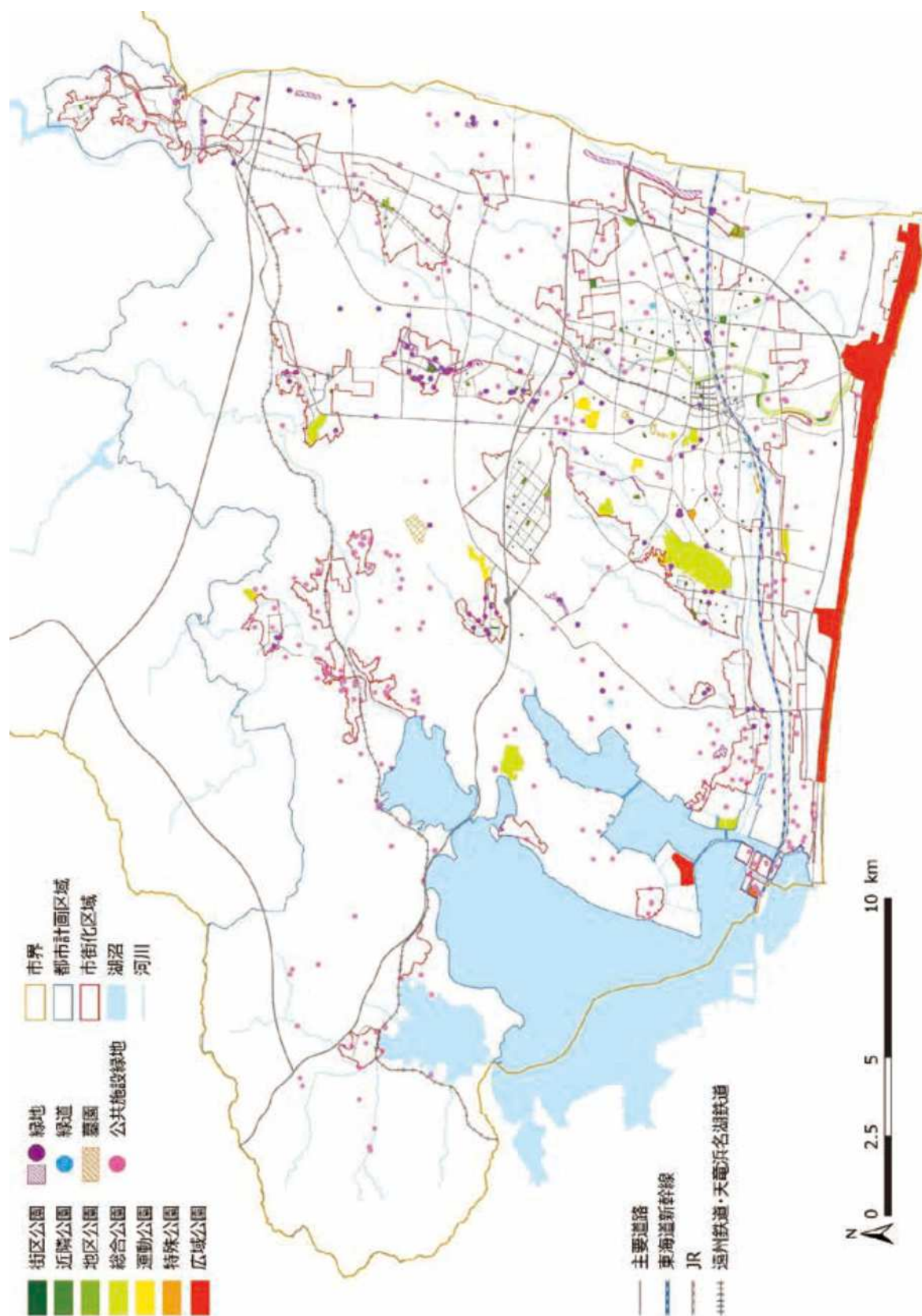
○はじめに、本市のみどりの現状と課題として、都市公園や社寺境内地のみどり、特別緑地保全地区や農業振興地域といった法や条例等によって担保されている緑地の現況、前計画に基づく施策の実施状況等、みどりに対する市民意識とともに、施策展開にあたっての課題を整理しました。



施設緑地（都市公園等）の現況

○令和２年４月１日現在、供用されている都市公園等は５７５箇所、６５７.３２haとなっており、平成２０年度末の５００箇所、６２６.２１haから、７５箇所、３１.１１ha増加しています。

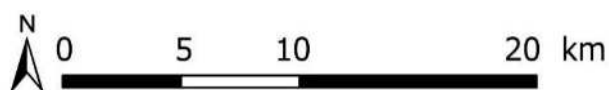
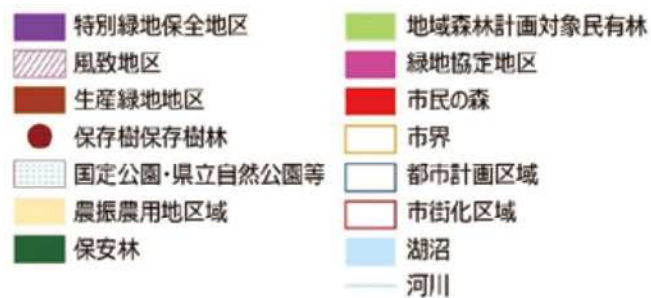
			都市計画公園 (計画決定)		都市計画公園 (開設)		都市公園		合計	
			公園数 (箇所)	計画決定 面積 (ha)	公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	公園数 (箇所)	供用面積 (ha)
都市公園等	街区公園		121	35.15	113	34.17	297	26.88	410	61.05
	近隣公園		24	47.91	21	32.37	4	4.31	25	36.68
	地区公園		4	25.52	4	19.74	2	6.13	6	25.87
	総合公園		10	365.10	9	174.39	0	0.00	9	174.39
	運動公園		3	55.80	3	45.70	3	13.58	6	59.28
	特殊公園	歴史公園	4	8.73	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		風致公園	1	6.30	1	2.49	0	0.00	1	2.49
	広域公園		2	707.60	2	98.19	0	0.00	2	98.19
	緑地		13	97.30	13	80.48	95	94.66	108	175.14
	緑道		0	0.00	0	0.00	5	1.26	5	1.26
	墓園		3	38.60	1	8.37	0	0.00	1	8.37
	小計		185	1,388.01	167	495.90	406	146.82	573	642.72
	特定地区公園		0	0.00	0	0.00	2	14.60	2	14.60
	計		185	1,388.01	167	495.90	408	161.42	575	657.32
公共施設緑地	条例等による公園						12	28.13	12	28.13
	農村公園						43	14.56	43	14.56
	児童遊園						91	6.86	91	6.86
	運動場・グラウンド						21	33.54	21	33.54
	その他						420	123.10	420	123.10
	計						587	206.19	587	206.19
合計			185	1,388.01	167	495.90	995	367.61	1,162	863.51



■都市公園等の現況図

地域制緑地の現況

○本市では、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、保存樹、保存樹林、自然公園、自然環境保全地域、海岸保全区域、農振農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、史跡・名勝・天然記念物、緑地協定地区、市民の森といった地域制緑地が指定されています。



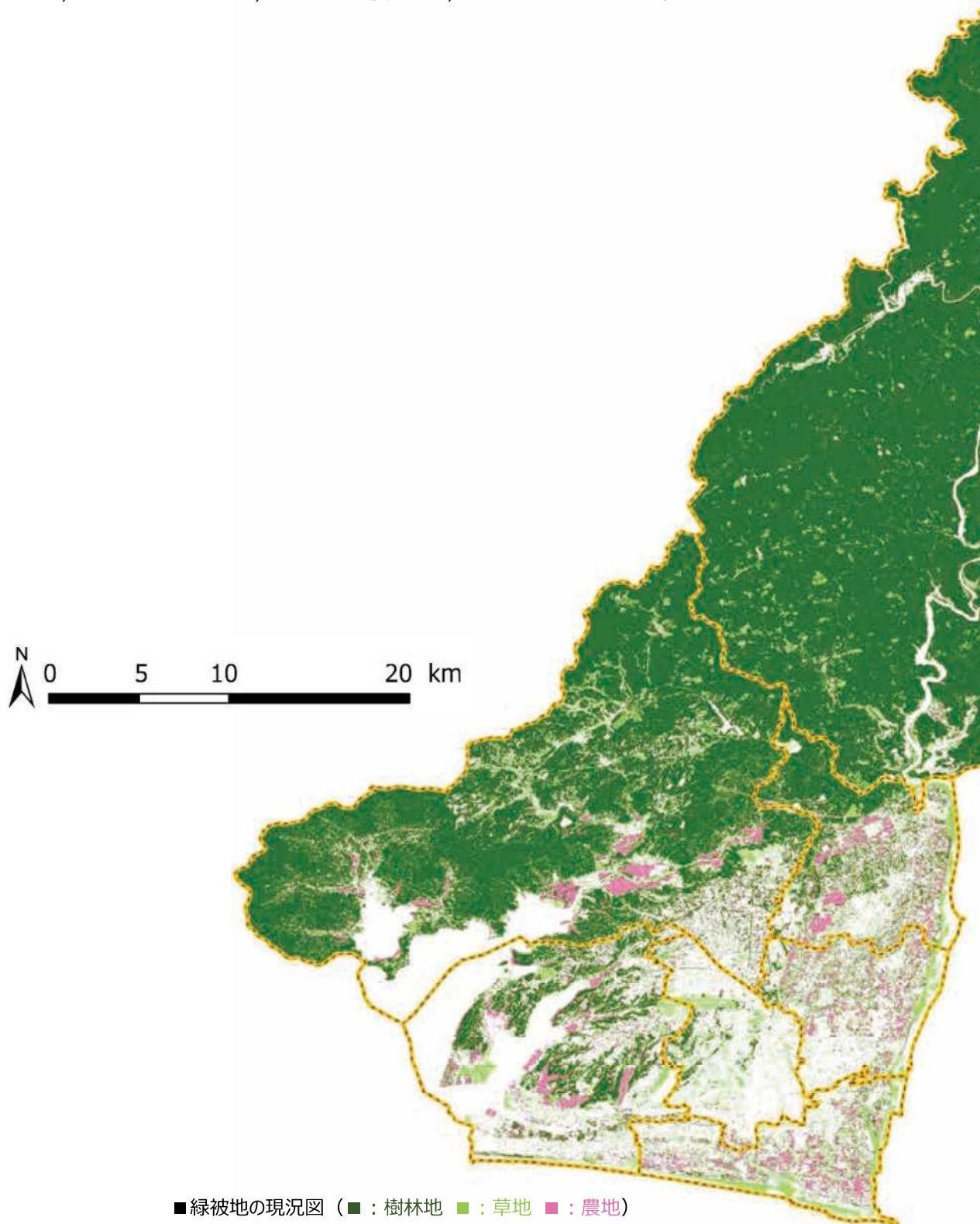


(R2.4.1 現在)

種別			箇所数	面積 (ha)
法によるもの	主として緑地の保全を目的とした法規制によるもの	特別緑地保全地区	1	6.70
		風致地区	7	1,272.60
		生産緑地地区	—	16.90
		保存樹	54	—
		保存樹林	—	42.70
	その他	自然公園	3	13,386.00
		自然環境保全地域	3	1,404.00
		海岸保全区域	3	443.15
		農振農用地区域	—	12,271.66
		保安林	—	19,096.47
		地域森林計画対象民有林	—	81,027.17
		史跡・名勝・天然記念物	152	—
	協定	緑地協定地区	—	87.52
	条例によるもの	市民の森	—	35.16
計			—	129,090.03
重複面積			—	23,151.72
地域制緑地合計			—	105,938.31

緑被地の現況

○平成 29 年度における市街化区域の緑被面積は、樹林地が 613.23ha、草地在 1,402.84ha、農地が 159.21ha であり、緑被率は 22.03% です。都市計画区域では、樹林地が 16,328.90ha、草地在 6,592.17ha、農地が 4,236.84ha であり、緑被率は 52.78% です。行政区域では、樹林地が 113,022.97ha、草地在 9,048.35ha、農地が 4,236.84ha であり、緑被率は 81.07% です。





			居住誘導区域 －	市街化区域 A	市街化調整区域 B	都市計画区域 C=A+B	都市計画区域外 D	行政区域 E=C+D
対象地域面積 (ha)			4981.17	9,872.70	41,582.30	51,455.00	104,351.00	155,806.00
緑被 面積 (ha)	樹林地	森 林	244.21	613.23	15,715.66	16,328.90	0.00	16,328.90
		広葉樹林	0.00	0.00	0.00	0.00	20,401.04	20,401.04
		針葉樹林	0.00	0.00	0.00	0.00	76,293.03	76,293.03
	草地	草 地	3.90	10.78	507.58	518.36	2,363.30	2,881.66
		公 園	72.85	201.84	366.80	568.64	0.00	568.64
		道 路	66.87	161.30	1,327.58	1,488.88	0.00	1,488.88
		公共施設	98.45	149.11	493.73	642.84	0.00	642.84
		住 宅 地	347.90	631.32	1,260.30	1,891.62	0.00	1,891.62
		商 業 地	19.47	48.53	73.51	122.04	0.00	122.04
		工 業 地	11.97	139.53	233.16	372.69	0.00	372.69
		ゴルフ場	0.24	7.30	102.90	110.20	92.90	203.09
		河川敷・海浜	28.08	53.13	823.76	876.90	0.00	876.90
	農地	水 田	18.79	84.15	3,042.01	3,126.15	0.00	3,126.15
畑		22.51	75.06	1,035.62	1,110.69	0.00	1,110.69	
計		935.24	2,175.28	24,982.61	27,157.89	99,150.27	126,308.16	
緑被率 (%)			18.78	22.03	60.08	52.78	95.02	81.07

前計画の目標達成状況

○前計画では、緑の基本計画で定めるべき事項である「緑地の保全及び緑化の目標」について、緑地保全、緑化推進、都市公園整備等における数値目標を設定しており、その達成状況を下表に示します。

目標項目		当初値 (H21.3.31 現在)	目標値 (10年後(～平成31年))	現況値
緑地保全		1,358.26ha	新規1,711.6ha 指定 計3,036ha	1,374.06ha (R2.4.1 現在)
都市公園等 (全市域)		500 箇所 626.21ha 7.91m ² /人 (全市域人口)	新規53.0ha 計679.21ha 8.48m ² /人 (全市域人口)	575 箇所 657.32ha 8.21m ² /人 ^{※1} (R2.4.1 現在)
都市公園 (都市計画区域内)		498 箇所 611.61ha 8.02m ² /人 (区域内人口)	新規53.0ha 計664.61ha 8.62m ² /人 (区域内人口)	573 箇所 642.72ha 8.25m ² /人 ^{※2} (R2.4.1 現在)
緑化 推進	公共施設	—	敷地の20%以上を 植栽地・花壇として確保	642.84ha 37.6% ^{※3} (平成29年度)
	街路樹	44,550 本	新規植栽3,100 本 計47,650 本	38,955 本 (H31.4.1 現在)
	身近な場所	—	市民一人1 本 自分の木を育てる	育てたことがある人の割合 7.8% ^{※3} (平成29年度)

※1：令和2年4月1日現在の全市域人口800,870人で算出。

※2：令和2年4月1日現在の都市計画区域人口779,462人で算出。なお、都市計画区域人口は、住民基本台帳データを基準とし、天竜区の一部のみ都市計画基礎調査との比率により補正を行っている。

※3：「公共施設」及び「身近な場所」の現状値は、平成29年度に実施した緑被率調査及び市民意識調査結果による。

○特別緑地保全地区や緑地保全地域、風致地区などの指定により、新たに保全すべき緑地として約1,700haを担保することを目標としていましたが、現状では生産緑地地区及び保存樹林の追加による20ha程度の担保にとどまり、目標を大きく下回っています。

○都市公園整備等については、目標には達していないものの、住区基幹公園や都市基幹公園、都市緑地等の整備により着実に整備面積は増加しています。

○平成29年度 緑被現況調査によると、公共施設緑被面積は642.84haであり、公共施設用地1,711.76haに対して、緑被率37.6%となっています。街路樹については、街路樹本数を47,650本(3,100本増)とする目標としていましたが、現状は38,955本(5,595本減。このうち、約4,000本減は、街路樹種別を高木から中木に変更したことによるもの)となっています。身近な場所について、自分の木(マイツリー)を育てたことのある人の割合は、「浜松市緑の基本計画策定に向けたアンケート調査」の結果で1割未満でした。

みどりに対する市民意識

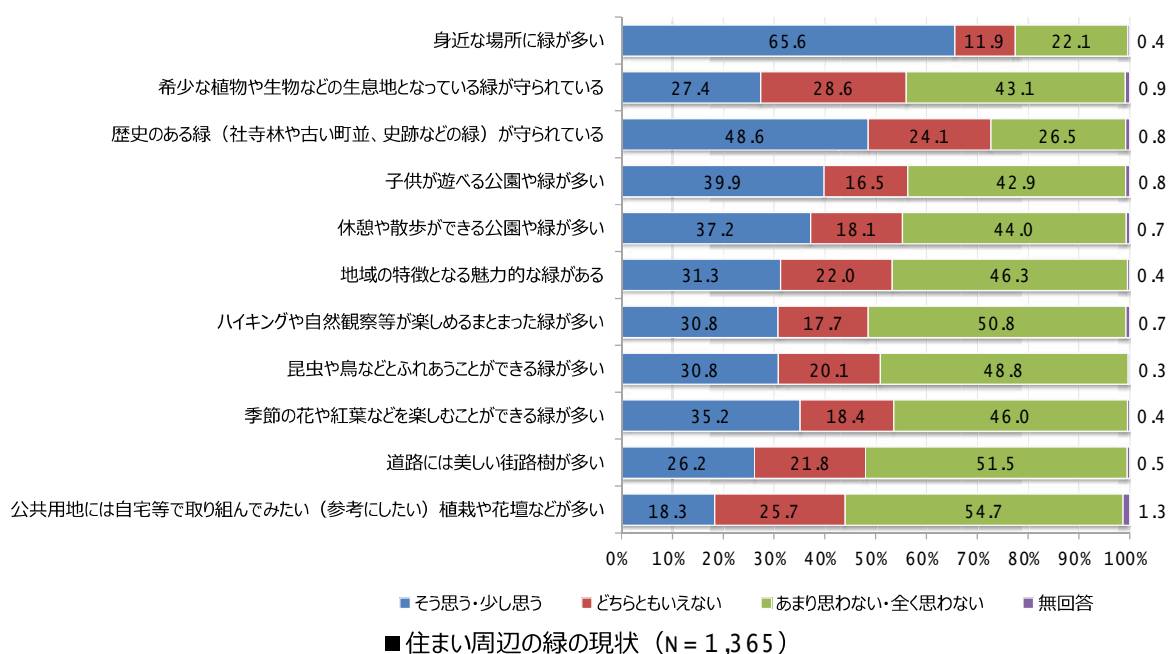
○本計画の策定にあたり、平成29年10月に「浜松市緑の基本計画策定に向けたアンケート調査」を実施しました。

【調査の実施概要】

調査目的	緑に関する要望や潜在的な意識、公園緑地の機能に関する要望や管理運営への参画意識などを把握する。
調査地域	浜松市全域
調査対象	18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成29年10月27日～11月10日

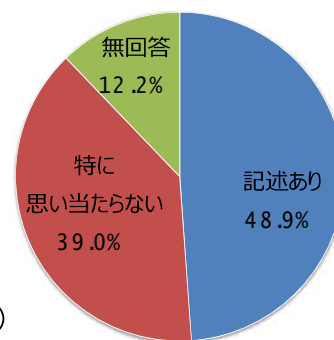
【調査結果の概要】

○住まい周辺の緑の現状として、「身近な場所に緑が多い」「歴史のある緑が守られている」では、「そう思う・少し思う」の回答割合がそれぞれ65.6%、48.6%となっており、「あまり思わない・全く思わない」の22.1%、26.5%を大きく上回っていますが、それ以外の項目では「あまり思わない・全く思わない」の回答割合が高くなっています。



○次世代に残したいと思う緑があるとして回答があったのは 48.9% であり、
具体的には、「浜松城公園」「県立自然公園」「浜名湖」「旧東海道松
並木」「佐鳴湖」といったみどりが挙げられました。

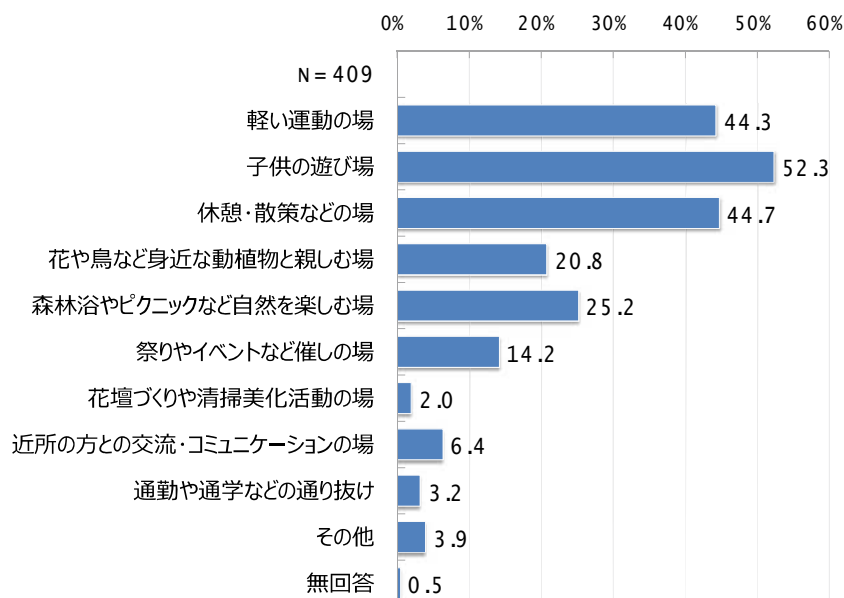
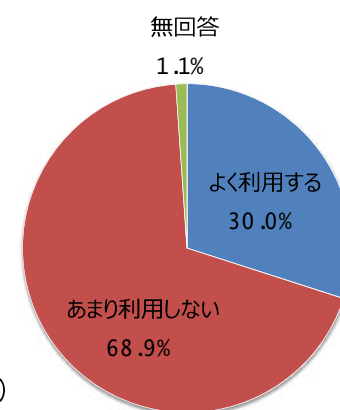
■ 次世代に残したいと思う緑がある (N = 1,365)



○市内の公園をよく利用するとして回答があったのは 30.0% であり、あまり
利用しないのは 68.9% でした。

○公園の利用目的としては、「子供の遊び場」が 52.3% と最も多く、次いで
「休憩・散策などの場」が 44.7%、「軽い運動の場」が 44.3% でした。

■ 市内の公園を利用する (N = 1,365)



■ 公園の利用目的 (N = 1,365)

2 進行管理の考え方

- 本計画では、目指す姿『みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ』の実現に向けて、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。取組の進行管理や評価は、「浜松市景観審議会」の意見を伺いながら、都市整備部緑政課が行います。
- 緑地保全や都市公園等整備については、「地域制緑地指定及び見直し計画」や「都市計画公園の見直し計画」に基づき、計画的かつ着実な推進を図ります。また、本市の魅力を高める公園づくり、みどりの活用を進めます。
- 都市のコンパクト化等を見据え、都市計画公園の区域変更や廃止などを含めた都市計画公園の見直しと必要な手続きについて検討します。
- 計画は、5 年後の令和 7 年度には、社会・経済状況の変化やみどりの現状、市民の意向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを図ります。
- 前述のとおり、緑の基本計画には「緑地の保全及び緑化の目標」等を定めることとされています。本計画では、緑地保全、緑化推進、都市公園等の整備及び管理、活用促進の視点毎に評価指標と目標値を設定し、進行管理を行います。

評価指標	現状値	目標値	
	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 12 年度
「緑地保全」に関する評価指標			
地域制緑地への指定による保全面積 ○「地域制緑地指定及び見直し計画」において、地域制緑地候補地のうち、A または B にランク付けされた緑地、かつ、県立自然公園及び国定公園に指定されていない地域について、特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区などの指定により、新たに 603.6ha の緑地の保全を担保することを目指します。	1,374.06ha	1,675.86ha	1,977.66ha
「緑化推進」に関する評価指標			
居住誘導区域における緑被率 ○居住誘導区域内において、良好な居住環境の形成に向けた緑化に取り組み、現状の緑被率を維持することを目指します。	18.8%	現状値を維持	現状値を維持
「都市公園等の整備及び管理」に関する評価指標			
市民一人当たり都市公園等面積 ○都市計画決定未整備の公園や身近な公園、特色ある公園等の整備を着実に進め、25 年後の市民一人当たり概ね 10m ² 確保を見据え、計画期間内に概ね 9m ² 確保することを目指します。 ○なお、市内のバランスを考慮し、身近な公園を適正に配置します。 ○未整備区域を有する都市計画公園については、「浜松市都市計画公園整備プログラム」による計画的な整備を進めます。	8.21m ² /人	—m ² /人	8.95m ² /人
官民連携による公園の活性化 ○都市公園の整備・維持管理・活用について、多様な主体が関わる事ができる仕組みを導入し、より柔軟で持続可能な公園運営を実現します。	—	—	多様な主体が関わる事ができる仕組みの導入
「活用促進」に関する評価指標			
「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じる人の割合 ○「みどり生活を愉しむ」ことで、暮らしやまちが豊かになることを多くの人に実感してもらい、現状で「特に思い当たらない」と回答している約 4 割の方の半数程度が「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じられるようにすることを目指します。	48.9%	60.0%	70.0%
「公園をよく利用する」人の割合 ○規制緩和やガイドラインの整備などにより、民間活力が発揮しやすく、市民の発意・創意が提案しやすい環境を整えることで、これまで公園をあまり利用しなかった人にも利用してもらえるようにすることを目指します。	30.0%	40.0%	50.0%
公園の利用目的の多様化 ○公園の利用目的として、現状で多い「子供の遊び場（52.3%）」、「休憩、散歩（44.7%）」、「軽い運動（44.3%）」に加えて、「祭りやイベントなどの催しの場」、「コミュニケーションの場」、「花壇づくりや清掃美化活動の場」の回答割合の向上を目指します。	(祭りやイベント) 14.2% (コミュニケーション) 6.4% (花壇づくり等) 2.0%	(祭りやイベント) 20.0% (コミュニケーション) 20.0% (花壇づくり等) 15.0%	(祭りやイベント) 30.0% (コミュニケーション) 30.0% (花壇づくり等) 20.0%